

進対策の方針を決めました。

農家への配分方針

▽耕作面積に対し一律24・1%で配分する。(ただし、20アール未満の飯米農家に対しては、目標面積の枠外で一律24・1%の協力をお願いする)

▽加工用米については、目標面積から定着除外面積を差し引いた面積に対し一律7・55%で配分する。

## 転作助成金は減額

新対策の転作助成金の種類は、

今年度から新たに「地域調整推進事業」が導入され、集落、地域内などでの「とも補償」を支援するための助成金が交付されます。

**とも補償の主な要件**

▽計画地域内の3分の2以上の農家が参加して「とも補償推進計画」を策定すること。

新たに「とも補償」に助成

地域調整推進事業（とも補償）が新たに加わるもの前の前対策とはほぼ同じですが、助成単価は大豆、ソバなどの一般作物（四千円）や野菜葉タバコなどの特例作物（七千円）が据え置かれるものの、永年性作物（一万円↓一万二千円）や団地計算（一万円↓一万二千円）などは引き下げとなりました。

▽農家等の拠出により基金を造成

すること。ただし、基金の造成額は国からの助成額を上回らなければなりません。

### 未達成の場合の措置

新食糧法下では、価格の安定を図るため、生産者自らが今後も生

北秋田農林事務所では、新食糧法に基づく米穀販売業の登録手続きに関する説明会を次のとおり開催します。

ところ・中央公民館  
対象 2階 視聴覚ホール

## 米の販売業の

## 登録に関する説明会

お米の表示がわかりやすくなりました

消費者のお米の選択の目安となる精米の表示制度も工夫され、よりわかりやすく、より安心してお買い求めできるようになりました(平成8年3月末までは旧表示も可能となっています)。

新しい表示では、どこで獲れたのか、何という品種か、何年に獲れたのかが一目でわかるようになりました。

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品名	精米			
原料玄米	产地	品種	産年	使用割合
	A県産	コシヒカリ	7年産	40%
	B県産	ササニシキ	7年産	20%
	その他		40%	
	(うち未検査米)			10%)
正味重量	5kg			
精米年月日	7.11.1			
販売業者名 又は 精米工場名	○○米穀卸株式会社 □□県○○市△△町▽▽1-2 TEL 012(345)6789 ○○米穀卸株式会社 △△精米工場 □□郡△△町▽▽1-3 TEL 0123(35)9876			

○○県 指定表示精米			
品名	精米	区分	特
原 料 玄 米	1 類	60% 以上	
販 売 価 格	(欄外に記載)		
正 味 重 量	5 kg		
精米年月日	(欄外右に記載)		

#### ▲旧表示例

◀ 新表示例